

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公開番号】特開2011-14451(P2011-14451A)

【公開日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-003

【出願番号】特願2009-158994(P2009-158994)

【国際特許分類】

H 01 R	12/79	(2011.01)
H 01 R	12/78	(2011.01)
H 01 R	12/71	(2011.01)
H 01 L	23/12	(2006.01)
H 01 R	24/00	(2011.01)
H 01 R	12/53	(2011.01)

【F I】

H 01 R	23/68	3 0 3 C
H 01 L	23/12	F
H 01 R	23/02	H
H 01 R	9/09	D

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月2日(2012.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板本体と、

前記基板本体の第1の面に設けられた第1の導体と、

一方の端部が前記第1の導体に固定されており、他方の端部が前記基板本体の前記第1の面と対向配置される被接続物に接続されるバネ性を有する導電性の接続端子と、を有し、

前記第1の導体に固定されている前記接続端子の一方の端部には前記第1の導体側に突起する突起部が設けられている接続端子付き基板。

【請求項2】

前記接続端子は、金属板をその厚さ方向に湾曲してなり、

前記接続端子の一方の端部は、前記第1の導体に対向する平坦面を有する平板状であり

前記平坦面に前記第1の導体側に突起する前記突起部が設けられており、

前記突起部の先端は、前記第1の導体に当接しており、

前記平坦面と前記第1の導体との間には接続部材が充填され、前記接続部材により前記接続端子の一方の端部と前記第1の導体とが固定されている請求項1記載の接続端子付き基板。

【請求項3】

前記接続部材は、はんだ、又は、導電性ペーストである請求項1又は2記載の接続端子付き基板。

【請求項4】

前記第1の面とは反対側に位置する前記基板本体の第2の面に設けられた第2の導体と、

一方の端部が前記第2の導体に固定されており、他方の端部が前記基板本体の前記第2の面と対向配置される被接続物に接続されるバネ性を有する導電性の接続端子と、を更に有し、

前記第2の導体に固定されている前記接続端子の一方の端部には前記第2の導体側に突起する突起部が設けられている請求項1乃至3の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項5】

前記基板本体を前記第1の面から前記第2の面にかけて貫通する貫通電極が設けられており、

前記貫通電極の前記第1の面に露出する一方の端部が前記第1の導体であり、

前記貫通電極の前記第2の面に露出する他方の端部が前記第2の導体である請求項4記載の接続端子付き基板。

【請求項6】

前記接続端子の一方の端部には複数の突起部が設けられている請求項1乃至5の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項7】

前記突起部は円錐台形状である請求項1乃至6の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項8】

前記突起部は半球状である請求項1乃至6の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項9】

前記突起部は円柱状である請求項1乃至6の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項10】

前記接続端子の一方の端部と他方の端部との間に湾曲した形状の部分を含む請求項1乃至9の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項11】

電子部品のソケットである請求項1乃至10の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項12】

電子部品のインターポーラーである請求項1乃至10の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項13】

電子部品の試験のためのコンタクトプローブである請求項1乃至10の何れか一項記載の接続端子付き基板。

【請求項14】

半導体パッケージである請求項1乃至10の何れか一項記載の接続端子付き基板。